

## ペンシルバニア州刑事訴訟規則（仮訳）

## 第573条（公判前の開示及び閲覧）

## （A）非公式な開示

本規則に基づいて当事者により証拠開示が要求される前に、検察官及び弁護士は、証拠開示に関するすべての問題を解決し、かつ、本規則に基づいて要求された情報で当事者間に争いが無いものについてはこれを提供すべく、誠実な努力をしなければならない。一方当事者により開示が要求され、相手方当事者により開示を拒絶されたものがあるときは、要求した当事者は、裁判所に対し、適切な申立てをすることができる。その申立ては、裁判所により申立期間が延長されない限り、アラインメント後14日以内に申し立てられなければならない。申し立てた当事者は、申立てにおいて、要求された資料に関する協議のための誠実な努力が行われ、不成功に終わったという事実を示さなければならない。本条は、証拠開示の申立ての係属中に、両当事者が合意した証拠等を開示することを遅らせるものではない。

## （B）検察側による開示

## （1）義務的な開示

すべての事件において、被告人側からの請求により、かつ、本条により検察側が得る開示制限命令の制限内で、検察側は、弁護士に対し、それらが当該事件にとって重要なものである場合には、以下に掲げる請求のあった資料又は情報すべてについて、開示しなければならない。検察側は、適当な場合には、弁護士にそれらの資料の閲覧及び謄写又は写真撮影を許さなければならない。

（a）被告人の罪責及び量刑の判断上重要で、被告人に有利に働く証拠であって、検察官が所持し又は管理するもの

（b）書面化された自白若しくは不利益供述、又は口頭の自白若しくは不利益供述の内容、及び自白又は不利益供述がなされた相手の人定事項であって、検察官が所持し又は管理するもの

（c）被告人の前科記録

- (d) 声，写真又は面通しによる被告人の同一性識別の状況及び結果
  - (e) 科学的試験の結果又は報告，専門家の意見，及びポリグラフ検査又はその他の被告人の身体的若しくは精神的検査が書面化され又は記録された報告であって，検察官が所持し又は管理するもの
  - (f) 文書，写真，指紋又はその他の証拠物を含む有体物
  - (g) 電子的監視の反訳及び記録，並びにその反訳及び記録の獲得の正当化根拠
- (2) 裁判所の裁量による開示
- (a) すべての事件において，第230条が規定する場合（捜査大陪審における証言の開示）を除き，被告人側が，その資料等が防御の準備に重要であり，かつ，その要求が相当であることを主張立証して，公判前の証拠開示の申立てをした場合には，裁判所は，検察官側に対し，以下に掲げる請求に係る資料について，弁護人による閲覧及び謄写又は写真撮影を許すよう命じることができる。
    - ( ) 目撃証人の氏名及び住所
    - ( ) 検察側が公判に召喚する予定の目撃証人の書面化され又は記録された供述，及び実質的に逐語的な口頭供述のすべて
    - ( ) 共同被告人及び共謀者又は共犯者（これらの者に対する起訴の有無は問わない）の書面化され又は記録された供述，並びに実質的に逐語的な口頭供述のすべて
    - ( ) 被告人側がその開示が正義にかなうことを立証した場合には，被告人側によって個別に特定された証拠
  - (b) いかなる手続においてであれ，検察官が召喚する予定の専門家が，調査又は検査の報告を準備していなかった場合には，裁判所は，申立てにより，その専門家に対し，同専門家が証言することとなっている主題，証言を予定している事実の内容，並びに同専門家の意見

及び各意見の根拠の要約を記載した報告書の準備を命じ、かつ、検察官に対し、その開示を命じることができる。

(C) 被告人側による開示

(1) 義務的な開示

(a) アリバイ主張の通知

公判においてアリバイを主張する予定の被告人は、第578条に基づく包括的公判前申立ての提出期限に、検察官に対する送達証明とともに、そのような主張をする意図を明記し、かつ、被告人又は弁護人が署名した、記録化された通知を提出しなければならない。その通知には、被告人が犯行時にいたと主張する場所に関する具体的な情報、並びに被告人がその主張を裏付けるために召喚を予定している証人の氏名及び住所が記載されていないなければならない。

(b) 心神喪失又は精神障害の主張の通知

公判において心神喪失又は精神障害の主張をする予定の被告人は、第578条に基づく包括的公判前申立ての提出期限に、検察官に対する送達の証明とともに、そのような主張をする意図を明記し、かつ、被告人又は弁護人が署名した、記録化された通知を提出しなければならない。その通知には、主張する心神喪失又は精神障害の主張の性格及び程度、被告人がそれらに陥っていたと主張する期間、並びにそのような主張を裏付けるために召喚を予定している証人（専門家であるか否かを問わない。）の氏名及び住所に関する具体的な情報が可能な範囲で記載されていないなければならない。

(c) 弾劾証人の開示

アリバイ主張若しくは心神喪失若しくは精神障害の主張の通知の送達後7日以内、又は、正当理由の主張立証に基づき裁判所により許容されたその他の期間内に、検察官は、被告人に対し、被告人の前記主張を排斥し又は弾劾する証人として召喚することを予定している者の氏名及び住所を開示しなければならない。

ない。

(d) 通知の不履行

被告人が、本条により要求されているアリバイ、心神喪失若しくは精神障害の主張の通知の提出及び送達を行わなかった場合、又は通知に証人を記載し漏らした場合には、裁判所は、公判において、通知に記載されなかった証人の証言を排除し、それらの主張の立証のために被告人が提出した証拠のうち、被告人による証言以外のものをすべて排除し、検察側がそのような証拠について調査できるよう期日を延期し、又は正義が要求するその他の命令を発することができる。

(e) 検察側の通知の不履行

検察官が、本条により要求された証人のリストの提出及び送達を行わなかった場合、又はリストに証人を記載し漏らした場合には、裁判所は、公判において、記載されなかった証人の証言を排除し、アリバイ、心神喪失若しくは精神障害の主張を覆すために検察官が提出した証拠を排除し、被告人側がそのような証拠について調査できるよう期日を延期し、又は正義が要求するその他の命令を発することができる。

(f) 証人の召喚の失敗

アリバイ、心神喪失又は精神障害に関する利用可能な証人が本条のために証言を許されなかった場合、不利益な推認を被告人に対して行ってはならないし、被告人がそれらの証人を召喚できなかったことに関しいかなるコメントもなされてはならない。ただし、被告人又は弁護人が、召喚の失敗につき、陪審員に説明しようとするときは、この限りではない。

(g) 弾劾

被告人は、通知をしなかった場合であっても、アリバイに関する証言をすることができる。しかし、被告人が通知を行い、かつ、通知において特定したものと異なる場所及び時間に犯行時に所在した旨を証言した場合には、被告人は、そのような

通知に関して反対尋問を受けることがある。

(2) 裁判所の裁量による開示

(a) すべての事件において、検察側が、その訴訟準備のために重要であり、かつ、その要求が相当であることを主張立証して、公判前の証拠開示の申立てをした場合には、裁判所は、被告人に対し、自己負罪拒否特権の制限の範囲内で、以下に掲げる請求に係る資料について、検察官による閲覧及び謄写又は写真撮影を許すよう命じることができる。

( ) 被告人が所持し又は管理する、当該事件に関連して行われた身体的若しくは精神的検査及び科学的試験若しくは実験の結果若しくは報告、若しくはその写しであって、被告人が主立証の証拠として請求予定のもの、又は被告人が公判において召喚を予定している証人により作成されたもの（その結果又は報告が当該証人の証言に関連する場合に限る。）。ただし、被告人が、本条(B)(1)(e)項に基づき証拠開示を要求し、開示を受けた場合に限る。

( ) 被告人が主立証において召喚する予定の目撃証人の氏名及び住所。ただし、被告人が、本条(B)(2)(a)( )項に基づき証拠開示を要求し、開示を受けた場合に限る。

(b) いかなる手続であれ、被告人が召喚を予定している専門家が、調査又は検査の報告を準備しなかった場合には、裁判所は、申立てにより、その専門家に対し、同専門家が証言することとなっている主題、証言を予定している事実の内容、並びに専門家の意見及び各意見の根拠の要約を記載した報告書の準備を命じ、かつ、被告人に対し、その開示を命じることができる。

(D) 開示義務の継続

公判前又は公判中に、当事者が、以前に開示を要求され若しくは命じられていた追加的な証拠若しくは資料であって、本条により開示若しくは閲覧されなければならないもの、又は追加的な証人の人定事項を発見した場合には、その当事者は、直ちに、相手方当事者又は裁判所に対し、

その追加的な証拠，資料又は証人を通知しなければならない。

(E) 救済

手続のいかなる時点においても，当事者が本条に従っていないことが裁判所に判明した場合には，裁判所は，その当事者に対し，開示又は閲覧を命じ，期日を延期し，被告人の証言を除き，開示されていない証拠の提出を禁じ，又は諸事情の下で公正と認められるその他の命令を発することができる。

(F) 開示制限命令

十分な主張立証がなされた場合には，裁判所は，いつでも，開示若しくは閲覧が否定され，制限され，若しくは延期されるべきことを命じ，又はその他の適切な命令を発することができる。当事者の申立てにより，裁判所は，このような主張立証の全部又は一部が，イン・カメラ（非公開）手続で裁判所が審査する書面化された供述によってなされることを許すことができる。イン・カメラによる主張立証の後に裁判所が救済を与える命令を発した場合には，控訴があった場合に控訴審で利用できるように，その供述の全文が封印され，かつ，裁判所の記録の中に保存されなければならない。

(G) ワーク・プロダクト

法律調査，又は，検察官，弁護士若しくはその法律スタッフの意見，理論若しくは結論を含んでいる範囲において，記録，書簡，報告若しくはメモについて，開示は要求されてはならない。